

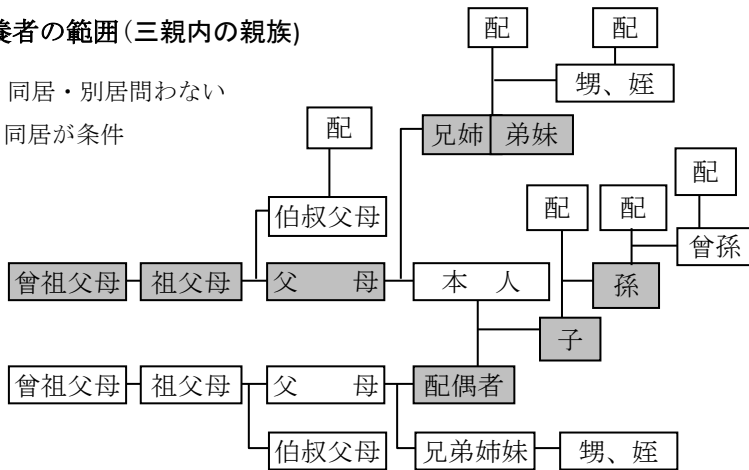
明電舎健康保険組合 被扶養者認定基準

1. 被扶養者とは

主として被保険者の収入により生活し、次の2.～5.の全ての条件を満たすものをいいます。

2. 被扶養者の範囲(三親内の親族)

■ は、同居・別居問わない
□ は、同居が条件



3. 認定対象者の収入

- ① 勤労収入（パート、アルバイト等）
- ② 雇用保険（失業給付金）
- ③ 公的年金（厚生、国民、共済、農業者、企業、遺族、障害、恩給などすべて）
- ④ 傷病手当金、出産手当金、育児休業給付金、介護休業給付金
- ⑤ 不動産収入
- ⑥ 農業収入
- ⑦ その他（配当、利息など）
- ⑧ 自家営業収入※1 → 雇用主（労働者を雇入れている）は、扶養対象外

※1 必要経費：除外費用→減価償却費、租税公課、損害保険料、借入金利子、修繕費、退職引当金、交際費、消耗品費、雑費

4. 被扶養者の収入基準

< 同一世帯の場合 >

認定対象者※2の年間収入が130万円未満※3かつ被保険者の年間収入の2分の1未満

< 別世帯の場合 >

認定対象者※2の年間収入が130万円未満※3かつ被保険者の仕送り額未満

※3 60歳以上又は障害年金の受給要件に該当する障害者→180万円未満

※2 認定対象者が父母、祖父母等の場合、夫婦の収入を合算（夫婦一体）し審査します。

夫婦合算収入基準は<表1>の通りです。

なお、扶養対象者が1人の場合（例：父親又は母親のみ申請）でも、夫婦の収入を合算し審査します。

< 表 1 >

年齢	夫婦二人の年収合計	被扶養者資格について
二人とも60歳未満	130万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	130万円以上195万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	195万円以上	認定不可
どちらか一方が60歳以上	155万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	155万円以上232.5万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	232.5万円以上	認定不可
二人とも60歳以上	180万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	180万円以上270万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	270万円以上	認定不可

5. 夫婦共働きの場合

- (1) 年間収入が多いほうの被扶養者とします。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

6. 被保険者と別世帯の場合

- (1) 仕送り基準額：認定対象者の収入額を考慮し、今後1年間で生計維持に必要な程度の金額
- (2) 仕送り方法：①継続的な仕送りが必要です。
②被保険者から被扶養者に送金している事実が確認できる公的な書類が必要です。（手渡し不可）

7. 提出期限

- (1) 扶養申請は異動理由が生じた日（扶養事実発生日）から5日以内に届出をすることが法律（健康保険法施行規則第38条）で定められています。

明電健保は下記提出期限内（土日祝日含む）に審査書類一式を提出願います。

◎出生以外→異動日（扶養事実発生日）から2週間以内 ◎出生→出生日から1ヶ月以内

*提出期限以降の届出は、健保認定日です。

- (2) 上記提出期間内に届出が困難な場合は、各事業所：健保担当者にご相談ください。事実発生日より1ヶ月を過ぎても審査書類の提出が無い場合は、申請取下げとみなします。

注1. 上記の基準の範囲内であっても公正かつ厳正に審査した結果、被保険者の扶養能力がないと判断した場合は、被扶養者として認定できない場合もあります。

注2. 事実と相違する申告は、認定日または当該事実が確認できなくなった時点で遡って資格が削除されることがあります。